

道外産業廃棄物の処分量の減量に関する計画の提出について

平成21年6月10日決定

1 目的

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年1月23日規則第4号。以下「規則」という。）第2条第5項第2号の規定に基づき、道外産業廃棄物の処分量の減量に関する計画（以下「減量計画」という。）の提出について、その取扱いを定める。

2 減量計画を提出できる者

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年10月14日条例第90号）第4章の規定の施行の際、現に道外産業廃棄物（道内において中間処理されたものを除く。以下同じ。）を埋立処分している最終処分場の設置者とする。

3 減量計画の提出の期間

本取扱いの決定の日から平成21年6月26日(金)までの間とする。

4 減量計画の提出先

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課とする。

5 提出された減量計画の扱い

知事は、規則第2条第5項第2号の規定に基づき減量計画の内容の妥当性を判断し、その結果を減量計画を提出した者に通知する。

6 減量計画の内容

(1) 減量計画の記載事項

ア 道外産業廃棄物の搬入の概要

- (ア) 道外産業廃棄物の搬入の目的
- (イ) 道外産業廃棄物の種類、性状及び荷姿
- (ウ) 道外産業廃棄物の搬入の期間及び数量を示す年次計画
- (エ) 道外排出事業者等の住所、氏名
- (オ) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称及び所在地
- (カ) 道外産業廃棄物の排出の工程
- (キ) 道外産業廃棄物の運搬の経路
- (ク) 当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法
- (ケ) 運搬に当たって、生活環境の保全のために講ずる措置の内容
- (コ) 道内において道外産業廃棄物の運搬を行う者

イ 道内における処理の概要

- (ア) 最終処分場の概要
- (イ) 最終処分場の残余容量
- (ウ) 最終処分場における道外産業廃棄物の処理の概要及び工程

ウ 道外産業廃棄物の処分量の減量に係る具体的な計画

- (ア) 年度別の減量化量
- (イ) 処分量の減量のために講ずる方策

(2) 減量計画に添付する書類

- ア 道外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類
- イ 道外排出事業者等の事業の概要を記載した書類
- ウ 道外排出事業者等が中間処理業者の場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施

行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証の写し又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し

エ 道外産業廃棄物が中間処理産業廃棄物の場合にあつては、当該中間処理を行う施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し（当該中間処理を行う施設が法第15条第1項の許可を得ていない場合は、当該中間処理の概要を明らかにする書類）

オ 当該道外産業廃棄物の運搬の用に供する施設の種類及び数量を明らかにする書類（当該道外産業廃棄物の運搬を行う者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の規定に基づく北海道知事等の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合にあつては、省令第10条の2に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し、又は省令第10条の14に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し）

カ 当該道外産業廃棄物の埋立処分に係る省令第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証の写し又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し

キ 当該道外産業廃棄物の埋立処分を行う最終処分場に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し（減量計画を提出する際、新たに最終処分場を設置する計画がある場合は、当該施設の整備計画を明らかにする書類）

ク 道外産業廃棄物の処分量の減量の根拠を示す書類

7 道外産業廃棄物の処分量の報告

減量計画を知事に提出し、その内容について知事から妥当と判断した旨の通知を受けた者は、毎年度、埋立処分した道外産業廃棄物の種類及び処分量を知事に報告するものとする。

その際、直近に行った道外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類を添付するものとする。

8 減量計画の内容の変更

減量計画を知事に提出し、その内容について知事から妥当と判断した旨の通知を受けた者は、当該通知に係る減量計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容を書面で知事に提出するものとする。

知事は、減量計画の変更の内容の妥当性を判断し、その結果を減量計画を提出した者に通知する。